

議案第 44 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年南風原村条例第 27 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 4 日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を新たに設置及び南風原町就学指導委員会条例の一部を改正することから、委員の報酬及び費用弁償等を改正する必要があるため提案する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村  
条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改め、同表総合計画等  
審議会委員の部の次に次のように加える。

まち・ひと・しごと創生 総合戦略審議会委員	日 額	4,900	〃	〃	〃	〃
--------------------------	--------	-------	---	---	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。